

# 吉野川市 教育情報セキュリティポリシー

- ・ 序
- ・ 基本方針
- ・ 対策基準（非公開）

吉野川市教育委員会

## 目次

序 吉野川市教育情報セキュリティポリシー.....	3
1 吉野川市教育情報セキュリティ基本方針 .....	4
1.1 目的 4	
1.2 適用範囲.....	4
1.3 定義 4	
1.4 管理体制.....	5
1.5 情報資産の分類及び管理 .....	5
1.6 情報セキュリティ対策 .....	5
1.7 情報セキュリティ対策基準の策定 .....	5
1.8 情報セキュリティ実施手順の策定 .....	6
1.9 法令等の遵守.....	6
1.10職員及び受託者等の義務 .....	6
1.11情報セキュリティに違反した職員及び受託者等への対応 .....	6
1.12情報セキュリティ監査の実施 .....	6
1.13評価及び見直し.....	6

## 序 吉野川市教育情報セキュリティポリシー

吉野川市教育委員会は、教育の情報化を推進するに当たり、学校における児童・生徒の個人情報をはじめとした重要な情報資産を様々な脅威から守り、安全かつ適切に取り扱うため、「吉野川市教育情報セキュリティポリシー」を改定する。

「吉野川市教育情報セキュリティポリシー」は、学校における情報セキュリティ対策に統一的に取り組むための「吉野川市教育情報セキュリティ基本方針」及び「吉野川市教育情報セキュリティ対策基準」をもって構成する。

なお、「吉野川市教育情報セキュリティポリシー」は、吉野川市立学校における情報セキュリティ体制の強靱化を図るべく、市における情報セキュリティ体制との足並みを揃えるため、「吉野川市情報セキュリティポリシー」に準拠することとする。

また、「吉野川市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、「吉野川市教育情報セキュリティ実施手順」を策定する。

## 1 吉野川市教育情報セキュリティ基本方針

### 1.1 目的

吉野川市教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方針を定めることによって、教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

### 1.2 適用範囲

吉野川市教育情報セキュリティポリシーの適用範囲は、吉野川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び吉野川市立学校（小学校、中学校、を言う。以下同じ。）とする。

### 1.3 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産

情報及び情報システムをいう。

(2) 情報

教育委員会が保有する情報をいう。

(3) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(4) 情報システム

ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(5) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。

(6) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。

(8) 完全性

情報及び処理方法の正確さならびに完全である状態を安全防護することをいう。

(9) 可用性

認められた者が必要なときに情報にアクセスし、それを利用できることを確実にする

ことをいう。

#### 1.4 管理体制

教育委員会は情報セキュリティ対策を推進、管理するための組織体制を整備するものとする。

#### 1.5 情報資産の分類及び管理

教育委員会は、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

#### 1.6 情報セキュリティ対策

教育委員会は、情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊、窃盗等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、故障等による損傷などの脅威から守るため、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

##### (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所及び情報の保管場所等への不正な立入りならびに情報資産への加害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。

##### (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定め、職員及び受託者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育、啓発を行うために必要な人的な対策を講ずる。

##### (3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。

##### (4) 運用等における対策

情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認、緊急事態の対応等の運用面の対策を講ずる。

##### (5) 外部サービスの対策

外部サービス利用におけるリスクから情報資産を保護するための対策を講ずる。

#### 1.7 情報セキュリティ対策基準の策定

教育委員会は、基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準として、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

#### 1.8 情報セキュリティ実施手順の策定

教育委員会は、基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するため、具体的な情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

#### 1.9 法令等の遵守

情報セキュリティ対策を実施するに当たっては、法令等を遵守しなければならない。

#### 1.10 職員及び受託者等の義務

職員及び受託者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、法令及び情報セキュリティ対策を遵守する義務を負うものとする。

#### 1.11 情報セキュリティに違反した職員及び受託者等への対応

教育委員会は、情報セキュリティポリシーに違反した者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対処する。

#### 1.12 情報セキュリティ監査の実施

教育委員会は、基本方針、対策基準及び実施手順が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

#### 1.13 評価及び見直し

教育委員会は、情報セキュリティ監査の結果等に基づき、基本方針、対策基準、実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策についての評価を定期的実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、基本方針、対策基準、実施手順及び情報セキュリティ対策の見直しを実施するものとする。